

東京圏からの移住を
お考えの方に！

ふじのくに移住・就業支援金

が交付されると住宅ローン金利が低くなる！！



静岡県



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】Sで
さらに金利を
引下げ

当初**10年間**の借入金利 年**0.3%**引下げ

【フラット35】地域活性化型

お問い合わせ先は移住を検討される
各市町となっております。

詳しくはQRコードよりご確認
ください。

移住・定住情報サイト ⇒
「ゆとりすと静岡」はこちら



動画「はじめよう、
静岡暮らし」ダイジェ
スト版は
こちら

⇒



【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)





静岡県



首都圏にも中京圏にも近い静岡県。
雄大な富士山、まぶしい海、豊かな
自然の中で心身ともにリフレッシュ
できる環境がそばにあります。
「ふじのくに移住・就業支援金」を
活用して、静岡県への移住を
実現しませんか？

①ふじのくに移住・就業支援事業

以下の全ての条件を満たす場合、100万円(単身の場合は60万円)を支給

| 移住元 | 移住先 | 就業・起業 |
|--|--|---|
| <p>①東京23区の在住者 又は ②東京23区内への通勤者 (①と②の合算も可)</p> <p>次のア、イのいずれにも該当する方</p> <p>ア:移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、「23区内に在住」または「東京圏に在住し、23区内へ通勤していた方」</p> <p>イ:移住する直前に、連続して1年以上、「23区内に在住」または「東京圏に在住し、23区内へ通勤していた方」</p> <p>※東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県</p> | <p>静岡県への移住者 (県内全市町が対象)</p> <p>※移住とは</p> <p>住民票を静岡県内の市町に異動し、生活の本拠を当該市町に移すことをいいます。</p> <p>※期間等の要件</p> <p>◇2019年4月1日以降の移住支援金の申請時に、移住後3か月以上1年以内であること</p> <p>◇移住先の市町に、支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること</p> | <p>静岡県又は他の都道府県がマッチングサイトに支援金の対象として掲載する求人にて新規就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方</p> <p>【しずおか就職net「移住・就業支援金求人サイト」】 https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/shien/</p>  <p>【地域創生起業支援金】 http://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin/</p>  |

(注)支援事業の詳細な内容については静岡県のホームページをご覧ください。



【フラット35】S
でさらに金利を
引下げ

②【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)

当初10年間 年0.3%金利引下げ

ふじのくに移住・就業支援金を受ける方

【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)をご利用いただくためには、各市町から、「移住・就業支援金交付決定通知書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域活性化型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



「ふじのくに移住・就業支援事業」の詳細についてはこちら



<注意事項> ●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。●【フラット35】は第三者に貸付する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(令和2年10月現在)